

大和高田市営自転車駐車場フェンス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市営自転車駐車場フェンス（以下「駐輪場フェンス」という。）に掲載する広告の取扱いについて、大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号。以下「要綱」という。）及び大和高田市広告掲載基準（平成22年訓令第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載可能な駐輪場フェンス)

第2条 広告掲載可能な駐輪場フェンスは、次の表に掲げるサイクルポートに市が設置したものである。

名称	位置
サイクルポート近鉄高田北	大和高田市日之出西本町91番地の1
サイクルポートJR高田	大和高田市幸町190番地の11

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、1枠につき縦90センチメートル、横90センチメートルを超えない、厚さ3ミリメートル以上のアルミ樹脂複合板又はこれに類似するものとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は、36月までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の掲載料)

第6条 掲載料は、1枠当たり月額2,500円とする。

(掲載料の還付)

第7条 要綱第18条の規定により掲載料を還付するときは、既納の広告掲載料から利用月数（月の途中で掲載を中止するときは、利用月数に含める。）に2,500円を乗じた額を除いた額とする。

(広告の掲載及び撤去)

第8条 広告の掲載作業及び撤去作業は、広告主の責任において行い、それらの日程等については、市と広告主で協議して決定するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第9条 広告掲載の申込みは、1駐輪場フェンスにつき2枠を限度とする。

2 要綱第7条第2項の規定によっても広告掲載を希望する申込みが広告掲載枠を超える場合は、先着順により決定する。

(費用負担等)

第10条 広告物の製作費用、掲載費用及び維持補修費用並びに広告物の掲載期間が終了したとき又は掲載を取り消したときの撤去費用及び処分費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告物の掲載作業及び撤去作業等により駐輪場フェンスに破損が生じた場合は、広告主の負担により原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めに帰すべき事由により広告物の破損等が生じた場合は、市の負担により原状に復するものとする。

4 市長は、広告物の破損、汚れ、落書き等により美観風致を損なうおそれがあると認められた場合は、広告主に広告物を原状に復するよう求めることができる。

(免責事項)

第11条 市は、天災その他市の責めに帰することができない非常事態が発生し、駐輪場フェンスへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

2 市が駐輪場フェンスへの広告掲載に関して広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、掲載料を超えないものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前になされた駐輪場フェンスに掲載する広告の取扱いについては、なお従前の例による。

(大和高田市営駐輪場における広告物掲出取扱要領の廃止)

3 大和高田市営駐輪場における広告物掲出取扱要領（平成19年2月28日市長決裁）は、廃止する。